



鳥取県公報

平成 23 年 11 月 8 日 (火)
第 8 3 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (623) (福祉保健課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (624) (経済通商総室) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (625) (東部総合事務所県民局) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (626) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (627) (〃) 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (628) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 5

告 示

鳥取県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市中区相生町四丁目65	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市富安二丁目151-1	訪問介護	平成23年9月29日
〃	〃	通所介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	通所介護	〃
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	〃	平成23年10月1日
株式会社スカイム・イレブン	鳥取市吉岡温泉町168-1	デイサービスセンター天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町168-1	〃	平成23年10月15日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	介護予防訪問介護	平成23年9月1日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市中区相生町四丁目65	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市富安二丁目151-1	〃	平成23年9月29日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	介護予防通所介護	平成23年10月1日
株式会社スカイム・イレブン	鳥取市吉岡温泉町168-1	デイサービスセンター天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町168-1	〃	平成23年10月15日

鳥取県告示第624号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト米子店
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、
1327-4、1328、1329及び1330-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2-3
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 福井県福井市新保町2-3 株式会社 サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎
変更後 福井県福井市新保町2-3 株式会社 サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 福井県福井市新保町2-3 株式会社 サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎
変更後 福井県福井市新保町2-3 株式会社 サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一
- 4 変更年月日
平成23年10月3日
- 5 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 6 届出年月日
平成23年10月21日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年11月8日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年12月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月8日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ココロプラス
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
野村 栄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市大覚寺170-55
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、子育てをする親とその子どもに対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもの健全育成等に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
鳥取医療生活協同組合	せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	平成23年10月26日	訪問看護

鳥取県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
鳥取医療生活協同組合	せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	平成23年10月26日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第628号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営畑地帯総合整備事業弓浜地区農業用排水	平成23年 3 月 16 日

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成23年11月9日から平成24年1月10日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市糀町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成23年1月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社今井書店 代表取締役 田江泰彦
島根県松江市殿町63
- 大規模集客施設の名称
本の学校 今井ブックセンター
- 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市新開二丁目3-10
- 大規模集客施設の用途
店舗、飲食店
- 大規模集客施設の総床面積
4,908平方メートル
- 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成24年3月1日